

様式第4のイ（第4条、第5条関係）

(1) 製造所 構造設備明細書
一般取扱所

(5)

(6)

事業の概要		(2)					
危険物の取扱作業の内容		(3)					
製造所(一般取扱所)の敷地面積		(4) m ²					
建築物の構造	階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	壁	延焼のおそれのある外壁		柱		床	
		その他の壁		はり		屋根	
	窓			出入口		階段	
建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造		階数		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		建築物の構造概要					
製造設備(取扱)の概要	(7)						
令第9条第1項第20号の概要	(8)						
配管	(9)			加圧設備	(10)		
加熱設備	(11)			乾燥設備	(12)		
貯留設備	(13)			電気設備	(14)		
換気、排出の設備	(15)			静電気除去設備	(16)		
避雷設備	(17)			警報設備	(18)		
消火設備	(19)						
工事請負者住所氏名	(20)						
電話							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
 3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

【記入要領】

項目	記入要領
記入方法	各欄の該当しない部分は、「／」、「－」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にします。
(1) 施設区分	申請以外の区分を二重線で消し、該当する申請区分を○で囲み記入します。
(2) 事業の概要	製造所等が設置されている事業所の事業内容、製造・取扱い目的等を記入します。 (例) 塗料製造業（石油原料から製造） ホテル業（非常用発電機の燃料取扱い） スポーツセンター（暖房用ボイラーの燃料取扱い）
(3) 危険物の取扱作業の内容	危険物の取扱いとこれに伴う貯蔵等の概要を記入します。 (例) 溶剤、顔料等を混合し塗料（危険物）を製造する。 第4類第1石油類、化学薬品等を反応させ合成樹脂（非危険物）を製造する。
(4) 敷地面積	製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入します。
(5) 建築物の構造	製造所等（建築物の一部に製造所等を設ける場合は、製造所等に係る部分）の面積等を記入します。 危険物施設の建築物の構造等について次のア～ケにより記入します。 ア 工作物のみで、建築物がない場合は、不必要な欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄を「水平投影面積」と訂正し、危険物施設の水平投影面積を記入します。 イ 階数は、建築基準法施行令第2条第8号に規定する階数を記入します。 ウ 建築面積は建築基準法施行令第2条第2号で規定する面積を、延べ面積は建築基準法施行令第2条第4号で規定する面積を記入します。 エ 壁のうち延焼のおそれのある外壁は、危険物の規制に関する政令第9条第5号に規定する部分がある場合に該当する外壁の構造を記入します。 オ その他の壁は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入します。 なお、（ ）内に耐火構造・防火構造・不燃材料のいずれかを記入します。 カ 柱・床・はり・屋根は、該当する構造を記入します。 なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入します。 キ 窓は、建築基準法に規定する耐火性能を記入します。 なお、窓ガラスの材質等を（ ）内に記入します。 ク 出入口は、外壁部分に設けられている出入口の材質（鉄製、アルミニウム製等）と建築基準法に規定する耐火性能を記入します。 ケ 階段は、構造を記入します。
(6) 建築物の一部に製造所を設ける場合の建築物の構造	該当する場合は、製造所等が設置される建築物全体の構造（鉄筋コンクリート造等）を記入します。
(7) 製造（取扱）設備の概要	製造所等に設置される危険物の規制に関する政令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下「20号タンク」という。）以外の主な設備の種類と数を記入します。 欄内に収まらない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付します。
(8) 20号のタンクの概要	製造所等に設置される20号タンクの容量と設置数を記入します。 欄内に収まらない場合は、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付します。 なお、20号タンクは、タンクごとに別途構造設備明細書（様式第4の八、4の二、4のホ）を添付します。 ただし、20号タンクの種別と容量が同一である場合は、それぞれをまとめて記入することもできます。

(9) 配管	製造所等で使用するすべての配管の材質・外面保護等を記入します。 上記の代わりに JIS 規格番号または材料記号を記入することもできます。
(10) 加圧設備	加圧される危険物が収容される設備や圧力等を確認できるよう簡潔に記入します。 なお、加圧設備は、タンクまたは設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備または反応等により容器内部の圧力が高くなる設備のことをいいます。 原則として正圧、負圧において 5 キロパスカルを超えない設備は非対象となります。 (例) 製造所で危険物を 2 基の加圧混合機内で窒素により 100 キロパスカルに加圧する場合「かくはん混合機 2 基 (窒素加圧 100KPa)」 一般取扱所で第 1 石油類と第 2 石油類等を 1 基の反応釜で反応 (常用圧力 1.0 メガパスカル) させる場合「反応釜 2 基 (反応圧 1.0MPa)」
(11) 加熱設備	加熱される危険物が収納される設備・加熱温度等の状態を確認できるよう簡潔に記入します。 なお、加熱設備は、タンクまたは設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備をいいます。 (例) 製造所で、第 3 石油類を 3 基のジャケット付 20 号タンク内で蒸気ボイラーにより 80 度に加熱する場合「20 号タンク 3 基 (蒸気加熱 80 度)」
(12) 乾燥設備	乾燥される危険物、乾燥または蒸発 (以下「乾燥」という。) に用いる設備・設置台数等を記入します。 なお、乾燥設備は、危険物を乾燥させる設備機器をいいます。 (例) 赤外線ヒーター 3 基により第 2 石油類を乾燥させる場合「塗料 (第 2 石油類)、赤外線ヒーター 3 基 (乾燥室)」
(13) 貯留設備	ためます・困い等の拡散防止措置・油分離槽等を記入します。
(14) 電気設備	危険物の規制に関する政令第 9 条第 1 項第 17 条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令に基づき設置される電気設備の種類・防爆構造の種別または記号・個数を記入します。 ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することもできます。
(15) 換気、排出の設備	換気・排出の設備に分け、種別 (自然換気、強制、自動強制) ・設備種類・設置台数等を記入します。
(16) 静電気除去設備	電気設備に関する技術上の基準を定める省令第 19 条第 1 項に定める接地工事の種類 (D 種接地工事等) ・静電気除去装置等の設備の種類・設置台数を記入します。
(17) 避雷設備	避雷設備は、JISA-4201 で示される保護手法 (回転球体法、保護角法、メッシュ法) と受雷部 (突針、水平導体、架空地線、避雷導体) を記入します。 なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内のため、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、() 内に他の建築物等の名称・避雷設備の概要を記入します。
(18) 警報設備	危険物の規制に関する規則第 37 条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるものを記入します。
(19) 消火設備	製造所等に設置される消火設備について、危険物の規制に関する政令別表第 5 に規定する区分・設備名・設置数等を記入します。 (例) 第 3 種消火設備 (二酸化炭素消火設備) 全域 第 4 種消火設備 (〇〇消火器 20Kg) 1 個、第 5 種消火設備 (〇〇消火器 10 型) 5 個
(20) 工事請負者住所氏名	工事請負者の住所・氏名・連絡先の電話番号を記入します。 法人は、主たる事業所の所在地・法人名・担当者名・連絡先の電話番号を記入します。